

件名	愛媛県国民保護対策本部及び愛媛県緊急処理事態対策本部条例		
主管課	消防防災安全課危機管理室		
根拠法令等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日公布、平成16年9月17日施行)		
【条例の概要】			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)の施行に伴い、「国民の保護のための措置」の実施主体となる『国民保護対策本部』等に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する。			
1 趣旨	国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定める。		
2 組織	本部長	国民保護対策本部の事務を総括	
	副本部長	本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理	
	本部員	本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事	
3 会議	本部長は、必要に応じ会議を招集		
4 部	部を置くことができる。		
5 現地対策本部	現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策本部員を置く。		
6 雑則	必要な事項は本部長が定める。		
7 準用	2～6までは、緊急処理事態対策本部について準用		
施行日	公布の日		
【その他参考事項】			
国民保護対策本部の所掌事務			
国民保護対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。			
国民保護対策本部の組織			
・対策本部長：知事			
・本部員（副知事、教育長、警察本部長、知事が職員のうちから任命する者）			
国民の保護に関する措置			
避難に関する措置、 救援に関する措置、 被害最小化のための措置			
緊急処理事態			
大規模テロ等（有事に準ずる事態）			